

○機械警備業者による通報に関する措置要領の制定について（通達）

（平成元年 3 月 8 日岡防第 196 号／岡外第 171 号警察本部長例規）

（概要）

- 1 即応体制の整備
- 2 誤報に対する措置
- 3 指導教養の徹底
- 4 通報受理時における協力要請
- 5 即時通報の要件

等について定めたものである。